



請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(市町村長ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ

學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ爲スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必

要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第十四條 第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ第五條第六條及前二條中

厚生大臣トアルハ文部大臣及厚生大臣ニ至地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

厚生大臣トアルハ文部大臣及厚生大臣トシ地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

## 工場法 戰時特例の公布

決戦段階下國民労力の總動員の要請に即應すべキ工場法の戰時特例に關する件は昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 工場法 戰時特例

(昭和十八年六月十五日)  
勅令 第五百號

第一條 戰時行政特例法ニ基ク工場法ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 工場法第三條、第四條及第七條ノ規定ハ厚生大臣ノ指定スル工場ニ之ヲ適用セズ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場ノ工業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許

可ヲ受ケ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ工場法第九條、第十條及第十一條第二項ノ規定ニ拘ラズ同法第

十一條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル義務ニ就カシムルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條第一項ノ工場ノ工業主ニ對シ同條ノ規定實施ノ爲勤勞管

理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得  
第五條 工場法第十九條及第二十五條ノ規定ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ之ヲ準用ス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 工場法 戰時特例施行規則の公布

工場法戰時特例施行規則は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 工場法 戰時特例施行規則

(昭和十八年六月十六日)  
厚生省令第十八號

第一條 工場法戰時特例(以下令ト稱ス)第二條ノ規定

ニ依リ重要事業場勞務管理令第二條ノ規定ニ依リ指定シタル工場ヲ指定ス

第二條 令第二條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ依リ指定ノ一該當スルモノヲ除ク)ヲ、第四號中「電動機」ノ下ニ「(七キロワット以下ノモノヲ除ク)」ヲ加ヘ、同號中「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸ノ直徑二十五厘米以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ幅三十八毫米以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七

第三條 令第三條ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲タル事項ベシ  
ヨ記載スベシ

一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類  
二 工場主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名)

三 常時使用スル男女別、十六歳以上十六歳未滿ノ年齢別職工數

四 許可ヲ受ケ就業セシメントスル業務

五 許可ヲ受ケ就業セシメントスル男女別職工數

六 許可ヲ受ケントスル理由  
第四條 令第三條中行政官廳トアルハ地方長官、令第四條中行政官廳トアルハ第一條ノ工場ニ在リテハ厚生大臣、其ノ他ノ工場ニ在リテハ地方長官トス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 工場法 施行規則中改正の件公布

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

工場法施行規則中改正の件

(昭和十八年六月十六日)  
厚生省令第十九號

工場法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月十六日)  
厚生省令第十九號

第五條第三號中「汽罐」ノ下ニ「(汽罐取締令第四條各號ノ一該當スルモノヲ除ク)」ヲ加ヘ、同號中ニ「(七キロワット以下ノモノヲ除ク)」ヲ加ヘ、同號中「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸ノ直徑二十五厘米以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ幅三十八毫米以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七

第六條第五號 削除  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス